

利用手続



【利用に備えて】

(1) 事前登録

「病後児保育登録申請書」を各公立認定こども園に提出



【実際に利用しようとするとき】

(2) 空き状況の確認(予約) 電話 26 - 3750



(3) 医師の診察

①病後児保育室の利用が可能な状態か医師の診察が必要です。

「病後児保育主治医意見書」を持参し、医師に発行してもらい病後児保育室入室時に提出してください。

(※「病後児保育主治医意見書」については、別途文書料金が必要になります。)

②医師の診察後、病後児保育室の利用が出来ない場合は、必ず連絡をお願いします。



(4) 利用申請

前日又は、当日に「病後児保育利用申請書」に記入し、「病後児保育主治医意見書」とともに、きぼうこども園 病後児保育室へ提出してください。



(5) 利用

医師の「病後児保育主治医意見書」をもとにして、病後児保育室の入室を判断します。

※ご利用当日に症状が悪化、回復、ご家庭の都合等で利用されないことになった場合は、速やかに連絡してください。 電話 26-3750

※病後児保育につきましては、保育中にお子さんの体調が悪くなった場合は、緊急連絡先への連絡や症状によって医師の診療をうける可能性があります。なお、この場合の診療費等は保護者負担となります。

五條市立 きぼう こども園

病後児保育室「ひだまり」

ご利用案内



病後児保育室「ひだまり」

五條市立 きぼう こども園内

〒637-0061 五條市中町 31 番地

TEL 0747-26-3750

病後児保育とは？

病気等の「回復期」で、集団保育等が適当でない期間に保護者の方が就労等により家庭保育できない場合、こども園の専用スペースにおいて、お子さんをお預かりします。

対象児童

- 満1歳から小学校入学前までの子どもで、五條市に住所を有しており幼稚園、保育所及び認定こども園(いずれも市内、市外、公立、私立を問わない)に在籍している。
- 満1歳から小学校入学前までの子どもで、五條市内の保育所又は認定こども園(公立、私立を問わない)に在籍している。

開室日

月曜日～金曜日（祝日、12月29日から翌年1月3日は休み）

利用時間

午前8時30分から午後4時30分

料金 (1人/回)

2,000円（※不慮の災害等 利用料の免除措置があります）

利用定員

1日3名
→ 先着順ですが、定員超過や症状によりお預かりできない場合があります。

利用期間

利用開始日から連続7日間以内

1日の流れ



(※お子様の体調にあわせて保育を行います。)

当日の持参物

(※持ち物には全て記名をお願いします。)

- 1 「病後児保育利用申請書」
- 2 「病後児保育主治医意見書」
- 3 「保険証の写し」、「福祉医療受給資格者証の写し」
- 4 利用料(料金は利用日毎、入室時にお支払いください)
- 5 着替え一式（下痢・嘔吐の心配がある場合は多めに）
- 6 お昼寝用布団
- 7 コップ、歯ブラシ
- 8 水筒
- 9 オムツ使用者はオムツ5～6枚とお尻ふき
- 10 ビニール袋（洗濯物を入れます）
- 11 タオル（2枚程度）
- 12 食事用エプロン2枚（未満児）
- 13 ミルクを飲む場合は、ミルク・哺乳瓶
- 14 食事制限やアレルギーがある子どもは昼食とおやつ
- 15 くすりがある場合は、以下を持参してください。
 - (1) 1回分の薬
 - (2) 薬の依頼書
 - (3) 薬の説明書またはお薬手帳を持参してください。